

鳥取県告示第503号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

梶掛地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

| 土 地 | 標 柱 |
|-----------------------|--------|
| 鳥取市鹿野町乙亥正字大谷口25-1地先道路 | 1号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字大谷303-1 | 2号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字寺谷312 | 3号及び4号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字下穴谷325地先道路 | 5号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字上穴谷328 | 6号及び7号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字大薨130-1 | 8号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字大薨128-2 | 9号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字穴谷68-1 | 10号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字家ノ前45地先水路 | 11号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字家ノ前27-1地先水路 | 12号 |
| 鳥取市鹿野町乙亥正字家ノ前26-5地先道路 | 13号 |